視覚障害者への「郵送貸出」
「等級制限」の根拠は存在していない

三田市の図書館を考える市民の会は、三田市文化スポーツ課と市立図書館に対して、視覚障害者への「郵送貸出」と「対面音訳」について質問状を送って見解を求めてきました。すでに何回か報告していますが、

①「郵送貸出」を障害等級４級以上に制限した「根拠となる文書」が存在しないにもかかわらず、等級制限を続行している「その根拠」はなにか、

②「個性」をどのような意味で使っているのか、

の２点について、重ねて説明を求めていました。数回のやり取りでようやく三田市の姿勢がはっきりしました。改めて、この問題についての経過と三田市の図書館を考える市民の会の見解を報告します。

問題の発端は、「郵送貸出」と「対面音訳」を希望した視覚障害者に対し、三田市立図書館を運営するＴＲＣが、いずれも「障害等級４級以上の人を対象としたサービスである」としてその希望を退けたことでした。その後、わたしたちの質問と抗議によって、「対面音訳」については等級制限がないことを認めて、市とＴＲＣは希望者本人に謝罪しました。しかし、その後も対面音訳は実現していません。等級制限が設けられている「郵送貸出」についても、それに代わる読書方法の提案はなされず、この視覚障害者は依然として「図書館を利用できない状態」で、「読む権利を阻害された」まま放置されています。

「障害者差別解消法」が施行され、それをさらに補完するとして「三田市障害者共生条例」も発効しています。それなのに現実はこの通りです。図書館のサービスを希望した視覚障害者に対し、ＴＲＣは根拠のない間違った理由で対面音訳を断り、図書館を利用するための代替手段すら提案していないのです。公的機関には障害者一人ひとりに対し、その方の実情に応じて「合理的配慮」をする義務があります。その義務に平然と違背しているのが三田市立図書館であり、それを黙認しているのが三田市文化スポーツ課です。何のための法律であり、誰のための条例なのでしょうか。

ホームページの「ご案内」を
制限の根拠となる内規だと強弁

さて、その等級制限が設けられている「郵送貸出」についても疑義が生じ、わたしたちはこれまで再三、三田市文化スポーツ課とやり取りを繰り返してきました。その経緯について報告します。

まず、「郵送貸出」には本来、等級による制限は付けられていません。「三田市図書館条例施行規則」の第１６条には、＜身体障害者手帳の交付を受けた者は例外なく無償による郵送貸し出しを受けることができる＞旨、明確に定められています。ところが、三田市は「４級以上の障害者」に限るとして、「制限を設けて」運用しています。とすれば、どういう理由と手続きによってそうした制限が設けられたのか、「根拠」がなければなりません。

何故制限したか確認できる書類がない

①そこでわたしたちは、制限を設けた「経緯と根拠」について三田市文化スポーツ課と図書館に質問をしました。

【質問】三田市が郵送貸出を「４級以上」に限定した経緯と理由を明らかにしてください。また明文規定を開示してください。

【回答】郵送貸出を「４級以上」に設定した経緯については、文書の保存期間が過ぎており、確認できる書類がないためわかりませんでした。しかし、他市も同様の規定があり、近隣市を参考に設定されたものと推測されます。

＊「経緯」については文書がなくわからない。近隣市の規定を参考に設定されたのではないか――制限する積極的必要性があったわけではなく、他の市もそうしているからという右へならいの姿勢です。極論すればなにも分からないという回答でした。その上、「明文規定の開示」については有るか無いかすら答えていません。黙殺です。恐らく存在しないのだろうとは推測されます。

「限られた予算」―突然、理由が明らかになった

②そこで改めて、

【質問】「郵送貸出」を障害等級４級以上に制限した「根拠となる文書」は既に存在しないとのこと。にもかかわらず等級制限を続行している訳ですが、「その根拠」はどこに置いていますか。

【回答】根拠は取扱規定となりますが、限られた予算で対応するために一定の基準を設けたものであります。基準の変更に当たっては、財政措置を含め総合的に判断すべき事項と考えております。

＊制限の根拠は「取扱規定」であるとの回答です。そして、前回は「分からない。近隣市に習ったのではないか」と曖昧だった「制限の理由」が、「限られた予算で対応するため」だったと、明らかになりました。何の説明もなく回答が突然、変更されました。しかし、「取扱規定」そのものはまたも開示されませんでした。

「取扱規定」が今度は「内規」に変わった

③そこで重ねて

【質問】最初の質問は根拠となる文書を開示してくださいということでした。根拠となる「取扱い規定」があるのですから、それを開示してください。

【回答】１１月６日付回答中の「根拠は取扱規定」が示す取扱規定とは、現在『郵送貸出』の対象を障害等級４級以上として業務遂行する上での根拠としている「内規」のことです。サービス開始時に等級制限を定めた根拠になる文書等は、存在を確認できませんが、４級以上とする基準は、これまで廃止、変更したことがありませんので、内規を継続して適用しております。

＊「取扱規定」とは、４級以上として業務遂行する上での根拠としている「内規」のことである、とまた回答が変わりました。しかし依然、内規そのものは開示はされません。どこまでも出したくないようです。さらに、これまでに「基準」を廃止・変更したことは

ないと断言しています。こうした行政上の「不作為」については記録が残っているというのでしょうか。ますます分からなくなりました。

堂々巡りの果て、振り出しに戻った

④そして最後に

【質問】「内規」そのものをお示しいただければ理解できるのではないかと思います。是非、開示してください。

【回答】図書館において『郵送貸出』の対象を障害等級４級以上として業務遂行している「内規」を取り決めた当時の決裁資料は、「三田市文書取扱規定」による保存期間

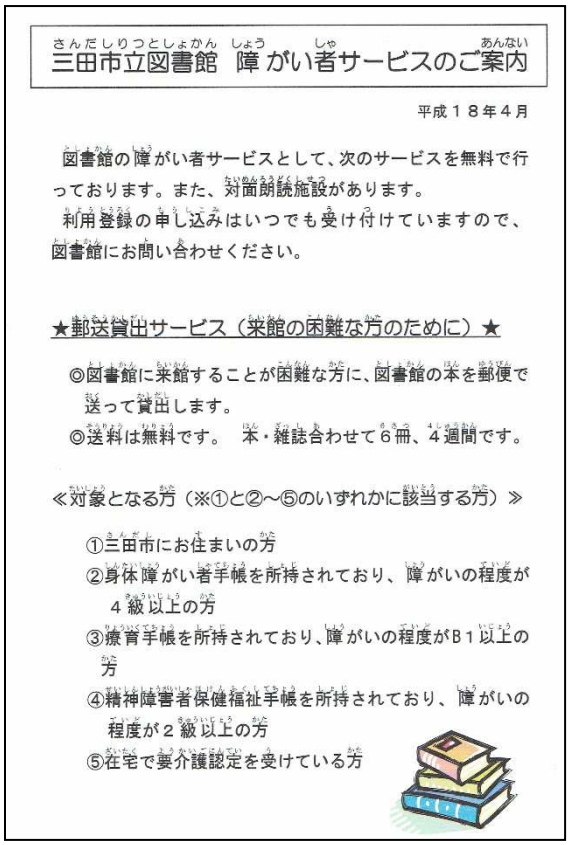

三田市立図書館　障がい者サービスのご案内

平成１８年４月

図書館の障がい者サービスとして、次のサービスを無料で行っております。また、対面朗読施設があります。
利用登録の申し込みはいつでも受け付けていますので、図書館にお問い合わせください。

★郵送貸出サービス（来館の困難な方のために）★

◎図書館に来館することが困難な方に、図書館の本を郵便で送って貸出します。
◎送料は無料です。　本・雑誌合わせて６冊、４週間です。

≪対象となる方（※①と②～⑤のいずれかに該当する方）≫

①三田市にお住まいの方
②身体障がい者手帳を所持されており、障がいの程度が４級以上の方
③療育手帳を所持されており、障がいの程度がＢ１以上の方
④精神障害者保健福祉手帳を所持されており、障がいの程度が２級以上の方
⑤在宅で要介護認定を受けている方

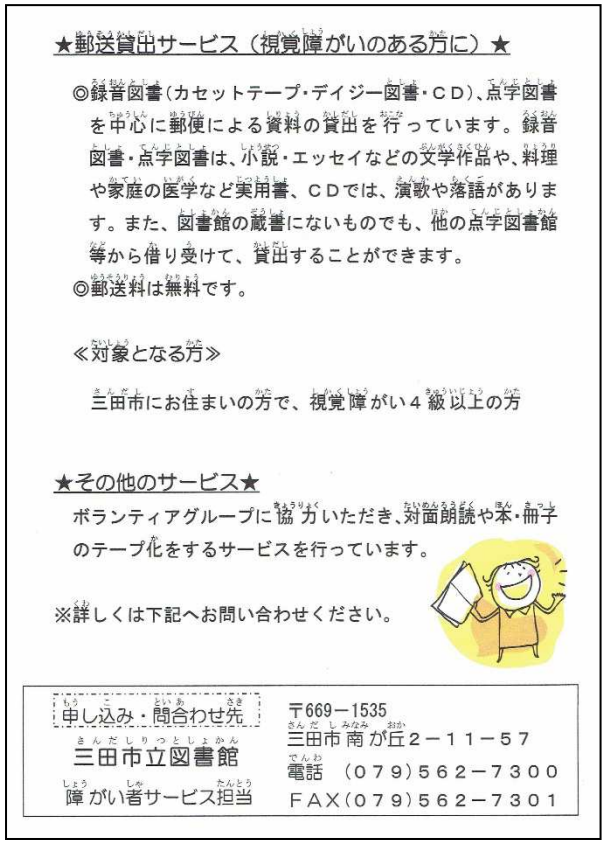

★郵送貸出サービス（視覚障がいのある方に）★

◎録音図書（カセットテープ・デイジー図書・ＣＤ）、点字図書を中心に郵便による資料の貸出を行っています。録音図書・点字図書は、小説・エッセイなどの文学作品や、料理や家庭の医学など実用書、ＣＤでは、演歌や落語があります。また、図書館の蔵書にないものでも、他の点字図書館等から借り受けて、貸出することができます。
◎郵送料は無料です。

≪対象となる方≫

三田市にお住まいの方で、視覚障がい４級以上の方

★その他のサービス★

ボランティアグループに協力いただき、対面朗読や本・冊子のテープ化をするサービスを行っています。

※詳しくは下記へお問い合わせください。

申し込み・問合わせ先
三田市立図書館
障がい者サービス担当
〒669－1535
三田市南が丘２－１１－５７
電話　（０７９）５６２－７３００
ＦＡＸ（０７９）５６２－７３０１

が既に終了しているためありません。平成１８年に作成した「内規」の文書を平成２６年度以降の指定管理者への引継ぎ資料として市から図書館に渡し、現在まで引き続き適用していますので、この文書を送付いたします。

＊ようやく根拠となる「内規」なるものが開示されました。それを見てびっくり。図書館のホームページに掲げられている「三田市立図書館　障がい者サービスのご案内」という告知の文書（写真参照）**でした。これを「内規」と主張しているのです。そして、この「内規」を取り決めた当時の決裁資料は、「三田市文書取扱規定」による保存期間が既に終了しているために存在しない、つまり廃棄したと、またも繰り返して述べています。これでまた振出しに戻りました。なんと馬鹿げた話でしょうか。**

元々わたしたちは、このホームページの「ご案内」が、三田市図書館条例施行規則第１６条が規定する内容と異なっていることに疑問を持ち、「何故ですか、いつそのように決めたのですか」と質問したのです。

何か月も問答を続けてきた挙句に、ホームページに掲げられているお知らせを「内規」

だと強弁している訳です。わたしたちの疑問の対象になった文書そのものが、「４級以上に制限している根拠だ」と言われて、どうして納得できるでしょうか。まったく的外れで答えになっていません。

「郵送貸出４級以上」は撤廃すべきです

わたしたちは障害者の権利の一部を制限することを、全て否定するつもりはありません。合理的理由があり、適正な手続きがとられ、いつでもその根拠を説明できる状態にあるならば、納得できることはあるかもしれません。しかし、理由も根拠も示すことのできない状態で、法で認められた「障害者の権利」を「制限する」ことなどあってはなりません。さらに言えば、そのような重要ことを決めた文書が、保存期間の経過という理由で簡単に廃棄されることも信じられないことです。驚きです。

要するに「郵送貸出に等級制限を設けている正当な根拠」は消滅した、ということです。三田市は経緯も理由も説明できず、文書の提示もできません。わたしたちは、そのことが「適正な手続きで決められたかどうか」の検証もできません。それなのに障害者に当然与えられる権利を制限している。れっきとした人権侵害です。こんなことは決して許されません。「郵送貸出」で唯一拠り所とすべきは、三田市図書館条例施行規則第１６条の規定です。わたしたちは郵送貸出の等級制限を撤回して、施行規則１６条通り「制約のない郵送貸出サービス」を実施することを求めます。

「個性」とは、「障害を特別視せず違いを認め合うという意味」？！
これが文化スポーツ課の回答です

次に「個性」についてです。わたしたちは次のように質問しました。

＜もう一点、これも用語に関わる問題です。回答の末尾に**「図書館での障害のある方へのサービスについては、それぞれの個性にあった柔軟な対応を進めます」**と記されています。「個性」とは何でしょうか。「個性」を辞書にあたってみると、「個人に備わり、他の人とはちがう、その個人にしかない性格・性質」（広辞苑）、「個々の人または個々の事物に備わっていて、他から区別されている固有の性質。パーソナリティ」（国語大辞典）、「才能や感性などその個人の特性」（三省堂国語辞典）となっています。どの辞典に依っても人に関していえば、すべて内面に関わる性質・性格・特性を表す言葉です。図書館のＴＲＣ社員の皆さんは障害者の内面を見抜く独特の力と能力をお持ちのようです。それともすべての障害者と個性を見極めるほど親しいお付き合いをしているということですか。そんなことは考えられません。見た感じや一言二言のやり取りで、「個性」まで決めつけられてはたまったものではありません。極めて無神経で失礼な、障害者を見下した表現といわなければなりません。即刻、取り消すよう求めます。「それぞれの個性にあった柔軟な対応」という表現は失礼で不適切です。直ちに取り消してください。＞

これに対し、三田市文化スポーツ課は最終的に次のように回答してきました。

＜「個性」という言葉をどの様に受け取るかは人それぞれの状況や環境、立場によって異なりますが、障害を特別視せず違いを認め合うという意味で「個性」と表現いたしました。質問でご指摘いただいたような「見下した」意図ではないことはご理解ください。＞

「どの様に受け取るかは人それぞれの状況や環境、立場によって異なります」とあります。そうでしょうか。ほとんどの場合は、普通に社会に通用している意味、辞書にかかれている意味に受け取られるはずです。でも、仮に文化スポーツ課の主張を認めるとしても、私たちが尋ねたのは、「受け取る側」のことではありません。「使った側」に「どういう意味で使ったのですか」と訪ねたのです。そし「使った側」は公的機関なのですから、あくまでも世間一般に通用する意味、辞書に掲げられている意味で使わなければなりません。それ以外の意味を持たせて使っても、市民一般には理解できません。言い訳めいて何んとも見苦しい回答です。

そして後段でやっと「障害を特別視せず違いを認め合うという意味で「個性」と表現いたしました。」と三田市文化スポーツ課の「語釈」を明らかにしました。みなさん、「個性」にこんな意味があることをご存知でしたか。**「個性」**とは**「障害を特別視せず違いを認め合うという意味」**だそうです。私は寡聞にして、このような意味があるとは全く知りませんでした。また、そのような文章に遭遇したこともありません。苦し紛れにしても、ばかばかしくて笑うしかありません。れっきとした市役所の職員がよくこんなことを書けますね。

文化スポーツ課の回答「図書館での障害のある方へのサービスについては、それぞれの個性にあった柔軟な対応を進めます」の、「個性」のところにこの文言を入れてみましょう。**「図書館での障害のある方へのサービスについては、それぞれの＜障害を特別視せず違いを認め合う＞**（にあった）**柔軟な対応を進めます」。**意味のある文章になっていますか、理解できますか。

前にも書きましたが、役所が使う言葉は、ごく一般的な意味で誰もが理解できるように使わなければなりません。勝手に「意味を創作して」使えば、問題を混乱させ引いては誰かを傷つけることにもなりかねません。

元々、ここに「個性」という用語を使うこと自体が不適切だったのです。それを率直に認めて、「障害者一人ひとりの条件や事情を尊重した合理的配慮」のような表現に改めれば、それで済んだことでした。間違いを認めたがらないお役人の性でしょうか、どんどん墓穴を掘った感じを受けます。

「柔軟な対応」と「合理的配慮」は違う

さらにもう一点。「**柔軟な対応を進めます**」にも違和感を持ちます。障害者差別解消法も障害者共生条例も、求めているのは「合理的配慮」です。決して「柔軟な対応」ではありません。「柔軟な多対応」が意味するのは「本来はすべての障害者に同一の基準で同一の対応をしなければならないが、今回は特に柔軟に対応して、〇〇してあげます」という姿勢です。つまり、上から目線の恩着せがましい態度です。役所は「公平の原則」を盾にどんなに特別な事情があろうと、個別対応はしてきませんでした。しかし、障害者差別解消法が求めているのは「硬直した公平性」では解決できない事柄について、個別に「合理的配慮」をするように求め、それは行政の義務だとしています。

障害者差別解消法の制定過程で、最も拒絶的姿勢を示し抵抗したのは他ならぬ地方公務員だったと言われています。「余計な煩雑な仕事が増えるだけ」と受け取ったようです。三田市文化スポーツ課が未だに「柔軟な対応」に固執しているところをみると、こうした意識と姿勢は全然変わっていないと感じられます。

（2018 年 12 月 25 日）